第二十条第一項中「機構」を「促進機構」に、「第十一条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）」を「指定」に改め、同項第一号中「第十二条各号」を「第十七条各号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

第二十条第一項第三号中「この章」を「この節」に改め、同項第四号中「第十四条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第二項中「公示しなければならない」を「公示するものとする」に改め、同条を第二十五条とする。

第十九条中「第十二条各号」を「第十七条各号」に、「機構」を「促進機構」に改め、同条を第二十四条とする。

第十八条第一項中「第十二条各号」を「第十七条各号」に、「機構」を「促進機構」に、「その職員」を「当該職員」に改め、同条第二項中「職員」を「当該職員」に改め、同条を第二十三条とする。

第十七条中「機構」を「促進機構」に改め、同条を第二十二条とする。

第十六条中「機構」を「促進機構」に改め、同条を第二十一条とする。

第十五条中「機構」を「促進機構」に改め、同条を第二十条とする。

第十四条第一項中「機構は、第十二条第一号」を「促進機構は、第十七条第一号」に、「当該業務」を「債務保証業務」に改め、同条を第十九条とする。

第十三条第一項中「機構」を「促進機構」に改め、同条を第十八条とする。

第十二条中「機構」を「促進機構」に改め、同条第一号中「構造改善事業（以下この条」を「食品等流通合理化事業（次号」に、「認定構造改善事業」を「認定食品等流通合理化事業」に改め、同条第二号から第四号までを削り、同条第五号中「認定構造改善事業」を「認定食品等流通合理化事業」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　食品等の流通に関する情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

第十二条第六号から第九号までを削り、同条第十号中「食品の流通部門の構造改善」を「食品等の流通の合理化」に改め、同号を同条第四号とし、同条第十一号を同条第五号とし、同条を第十七条とする。

第十一条第一項中「食品の流通部門の構造改善」を「食品等の流通の合理化」に、「食品流通構造改善促進機構（以下「機構」を「食品等流通合理化促進機構（以下「促進機構」に改め、同条第二項中「指定」を「規定による指定（第二十五条において「指定」という。）」に、「機構」を「促進機構」に、「公示しなければならない」を「公示するものとする」に改め、同条第三項中「機構」を「促進機構」に改め、同条第四項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「公示しなければならない」を「公示するものとする」に改め、同条を第十六条とし、第三章中同条の前に次の三節及び節名を加える。

第一節　食品等の流通の合理化に関する基本方針

第四条　農林水産大臣は、食品等の流通の合理化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　食品等の流通の合理化を図る事業（以下「食品等流通合理化事業」という。）を実施しようとする者が講ずべき次に掲げる措置に関する事項

イ　食品等の流通の効率化に関する措置

ロ　食品等の流通における品質管理及び衛生管理の高度化に関する措置

ハ　食品等の流通における情報通信技術その他の技術の利用に関する措置

ニ　食品等に係る国内外の需要への対応に関する措置

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、食品等の流通の合理化のために必要な措置

二　前号に掲げるもののほか、食品等の流通の合理化に関し必要な事項

3　農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4　農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

5　農林水産大臣は、第一項の規定により基本方針を定め、又は第三項の規定によりこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第二節　食品等流通合理化計画

（計画の認定）

第五条　食品等流通合理化事業を実施しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同して、その実施しようとする食品等流通合理化事業に関する計画（以下「食品等流通合理化計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2　食品等流通合理化計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　食品等流通合理化事業の目標

二　食品等流通合理化事業の内容及び実施時期

三　食品等流通合理化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

四　食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度

3　農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該食品等流通合理化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　基本方針に照らし適切なものであること。

二　当該食品等流通合理化事業が確実に実施されると見込まれるものであること。

三　当該食品等流通合理化事業の実施が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。

4　農林水産大臣は、第一項の認定の申請があったときは、遅滞なく、その内容を当該申請に係る食品等流通合理化計画の対象となる事業を所管する大臣（次項において「事業所管大臣」という。）に通知するものとする。

5　事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べることができる。

（計画の変更等）

第六条　食品等流通合理化計画につき前条第一項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る食品等流通合理化計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2　農林水産大臣は、認定事業者が前条第一項の認定に係る食品等流通合理化計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って食品等流通合理化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

第三節　支援措置

第一款　株式会社日本政策金融公庫の行う食品等流通合理化事業促進業務

（資金の貸付け）

第七条　株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「公庫法」という。）第十一条に規定する業務のほか、認定事業者であって次の各号に掲げる者に該当するものに対し、食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続